

〔国債等公共債〕

項 目	内 容
1.商品名	①利付国債（長期利付国債、中期利付国債） ②個人向け国債（個人向け復興応援国債を含む） ③地方債
2.販売対象	制限ありません（個人向け国債は個人のみ）
3.期間	①新発債：2年～10年 ②既発債：窓口にてお問い合わせください。
4.売買価格 (1)販売価格 (2)買取価格	①新発債：発行機関が定めた発行価格にて募集します。 ②既発債：市場実勢を考慮し、当行で定めた価格にて販売します。 ①利付国債・地方債：市場実勢を考慮し、当行で定めた価格にて買取りします。 ②個人向け国債：額面金額で国が買取りします。（※下記、「15.中途換金について」をご覧ください）
5.手数料について	①手数料は必要ありません（国債等公共債を募集、または当行との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます）。 ②個人向け国債については、中途換金の際、手数料は必要ありませんが、所定の中途換金調整額が必要となります。
6.受渡方法	債券取引口座へ受入れ：当行にてお預りします（振替口座簿へ記録）
7.債券の受渡日	①新発債：発行日が受渡日となります。 ②既発債：お申込日の3営業日後が受渡日となります。
8.経過利子について	初回利払日における国債等公共債を保有していた期間が6ヶ月に満たない場合、その利子計算期間に満たない日数の利子相当額について、購入時にお支払いいただくことにより調整させていただきます。この調整額を経過利子といいます。 ①既発債購入後、最初に受取る初回の利子額（6ヶ月分）を実際に保有していた期間に相当する利子額になるよう調整するため、既発債を購入した方からお支払いいただきます。 ②個人向け国債購入後、初回利払日における個人向け国債を保有していた期間が6ヶ月に満たない場合（発行日が休日・祝日にあたる場合）、経過利子がかかります。
9.募集条件 (1)発行時期 (2)申込単位	①利付国債は、原則として毎月発行されます。 ②個人向け国債〈固定金利型3年満期〉〈固定金利型5年満期〉〈変動金利型10年満期〉は、原則として毎月発行されます。 ③地方債は、窓口にてお問い合わせください。 ①利付国債は、額面5万円以上5万円単位 ②個人向け国債および地方債は、額面1万円以上1万円単位
10.利率（クーポン）	①利付国債、個人向け国債〈固定金利型3年満期〉〈固定金利型5年満期〉、地方債は、市場の動向に応じて発行時に発行機関が決定します。購入時の利率が償還日まで適用されます。 ②個人向け国債〈変動金利型10年満期〉は、半年毎に適用利率が変わります。 ③個人向け復興応援国債(変動金利型10年満期)は、当初3年間は年0.05%の固定金利、4年目以降は半年毎に適用利率が変わります。
11.利金について	①利払頻度：年2回、6ヵ月ごとにお支払いします(利払日が休日の場合、利付国債・個人向け国債は翌営業日、地方債は前営業日の支払となります)。 ②支払方法：利払日に指定預金口座に入金します。 ③計算方法：利付国債・個人向け国債・地方債は額面総額にて計算します。
12.記念貨幣の贈呈 [対象商品]個人向け復興応援国債(変動金利型10年満期)	①発行日から3年目にあたる利払日(15日)を基準日として、基準日の保有残高に応じて新たに発行する「東日本大震災復興事業記念貨幣」を、残高1,000万円毎に一万円金貨1枚、100万円毎に千円銀貨1枚を財務省から保有者に贈呈します。 ②記念貨幣の贈呈枚数は、取扱金融機関(口座)毎の保有残高で計算します。 ③財務省から記念貨幣を発送するため、お客さまの氏名・住所・電話番号・復興応援国債の残高等の個人データを財務省に提供する旨の同意書が必要となります。 ④中途換金または譲渡等により基準日当日の取引終了時点における保有残高が100万円未満の場合は、記念貨幣を贈呈できません。

(次頁へ続く)

## 〔国債等公共債〕

項 目	内 容										
13.満期時の取扱い	債券取引口座へ受入れの場合は、償還時に額面金額を指定預金口座に入金します。										
14.課税方法	①個人のお客さま：利付国債、個人向け国債、地方債は、利子所得の 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が源泉分離課税されます。 ②法人のお客さま：利付国債、地方債の利子、売却、償還したことにより発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。 なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。										
15.中途換金について	<p>当行では、「利払日または償還日」のそれぞれ 7 営業日前から前営業日までには換金できません。なお、中途換金した代金のお受取は申込日の 3 営業日後となります。</p> <p>①利付国債・地方債 利付国債・地方債は上記以外はいつでも中途換金が可能です。ただし、市場金利の変動等による債券価格の値下がりや発行者の信用状況の変化等により購入代金、額面金額のいずれかまたは両方を下回る可能性があります。</p> <p>②個人向け国債 個人向け国債については、中途換金の際、手数料は必要ありませんが、以下の計算式で受取金額が算出されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>中途換金可能日(注1)</th> <th>受取金額の計算方法(注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年変動金利型</td> <td rowspan="3">発行から1年経過後</td> <td>額面金額+経過利子相当額-中途換金調整額</td> </tr> <tr> <td>5年固定金利型</td> <td>中途換金調整額=</td> </tr> <tr> <td>3年固定金利型</td> <td>直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 保有者の死亡、または災害救助法の適用となった自然災害により被害を受けた場合は、上記期間前であっても中途換金いただくことが可能です。 (注2) 発行から一定期間の間に中途換金する場合は、上記計算方法が異なることがあります。</p>	種類	中途換金可能日(注1)	受取金額の計算方法(注2)	10年変動金利型	発行から1年経過後	額面金額+経過利子相当額-中途換金調整額	5年固定金利型	中途換金調整額=	3年固定金利型	直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
種類	中途換金可能日(注1)	受取金額の計算方法(注2)									
10年変動金利型	発行から1年経過後	額面金額+経過利子相当額-中途換金調整額									
5年固定金利型		中途換金調整額=									
3年固定金利型		直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685									
16.重要事項について	<p>①利付国債、個人向け国債、地方債は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、投資者保護基金の規定による支払いの対象ではありません。</p> <p>②利付国債、個人向け国債、地方債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。</p> <p>③発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるリスクがあります。</p> <p>④市場環境の変化等により、流動性（換金性）が低くなり、売却できない可能性があります。</p>										
17.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少額貯蓄非課税制度および少額公債非課税制度の対象となるお客さまは、利付債の場合、マル優・マル特のお取り扱いができます。</li> <li>・利付国債、個人向け国債、地方債のお取引を行っていただく前に、必ず「契約締結前交付書面」を十分にお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。</li> </ul>										
18.当行の苦情処理措置および紛争解決措置	<p>一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用</p> <p>①全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p> <p>②証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005</p>										

商号等 株式会社静岡銀行 登録金融機関 東海財務局長（登金）第5号  
 本社所在地 〒420-8760 静岡市葵区呉服町1丁目10番地  
 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会